1. 議事日程(令和元年第1回北広島町議会臨時会)

令和元年 5 月 17 日 午前 1 0 時 開 会 於 議 場

日程第1 会議録署名議員の指名について

日程第2 会期の決定について

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

(北広島町税条例等の一部を改正する条例)

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

(北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例)

財産の取得について

日程第5 議案第38号 (災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材)

日程第6 議案第39号 工事請負契約の締結について

(北広島町小中学校エアコン設置工事)

2. 出席議員は次のとおりである。

2番 美 濃 孝 二 濱 田 芳 晴 3番 真 倉 和 之 1番 4番 湊 俊 文 5番 敷 本 弘 美 6番 森 脇 誠 悟 山 形 しのぶ 8番 9番 亀 岡 純 一 10番 梅 尾 泰 文 室 坂 光 治 12番 服 部 泰 征 13番 伊 藤 淳 11番 14番 中田節雄 15番 大 林 正 行 16番 宮 本 裕 之

3. 欠席議員は次のとおりである。

なし

4. 地方自治法第121条により説明のため出席した者の職氏名

町 長 箕 野 博 司 副 町 長 中 原 健 教 育 長 池 田 庄 策 芸北支所長 清 見 宣 正 大朝支所長 竹 下 秀 樹 豊平支所長 益 田 智 幸 総務課長 畑 田 正 法 財政課長 植 田 優 香 税務課長 矢 部 芳 彦 消 防 長 石 井 雅 宏 学校教育課長 石 坪 隆 雄

5. 職務のため議場に出席した事務局職員

議会事務局長 坂 本 伸 次 議会事務局 田 辺 五 月

~~~~~~

### 午 前 10時 00分 開 会

### $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

○議長(宮本裕之) おはようございます。省エネ、節電対策の取り組みの一環として、本会議においても服装をクールビズに努めることといたしました。暑い方は上着をとっていただいても結構です。皆様のご理解とご協力をお願いいたします。ただいまの出席議員は15名です。定足数に達しておりますので、ただいまから、令和元年第1回北広島町議会臨時会を開会いたします。これから本日の会議を開きます。本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長(宮本裕之) 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。本臨時会の会議録署名議員 は、会議規則第127条の規定により、9番、亀岡議員、10番、梅尾議員を指名いたします。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第2 会期の決定について

- ○議長(宮本裕之) 日程第2、会期の決定についてを議題とします。お諮りします。本臨時会の会期は、本日1日限りにしたいと思います。これにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)
- ○議長(宮本裕之) ご異議なしと認めます。したがって、本臨時会の会期は、本日1日に決定いたしました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第3 承認第2号 専決処分の承認を求めることについて

- ○議長(宮本裕之) 日程第3、承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) おはようございます。それでは、承認第2号について説明します。議案集の 1ページをお願いします。承認第2号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島 町税条例等の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙 のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳

細につきましては、担当から説明します。

- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) それでは、承認第2号のほうの議案の承認について税務課のほうから説 明をさせていただきます。今回の改正は、国による地方税法等の一部を改正する法律が平成3 1年3月29日に公布され、町条例の施行日まで暇がないため、専決処分とさせていただきま した。詳しい説明につきましては、議案書と一緒にお配りしておりますA4の1枚物、平成3 1年3月31日、北広島町税条例改正(専決条例のポイント)をごらんください。今回の承認 事項につきましては、構成として、第1条から第5条、それから附則、全部で40ページの構 成となっております。議案書においては、2ページから41ページまでが内容となっておりま す。施行日につきましては、原則平成31年4月1日ということになっております。それでは 内容の説明に入らさせていただきます。1 個人町民税についてでございます。(1) ふるさ と納税制度の見直しに伴うものでございます。これにつきましては、施行日が令和元年6月1 日というふうになっております。中身でございますけども、総務大臣が基準に適合する地方公 共団体をふるさと納税(特例控除)の対象として指定するものに伴うものでございます。指定 の条件といたしまして、返戻品の返戻割合を3割以下とすること、それから返戻品を地場産品 とすること、この2つを満たすことが条件となっております。対応する議案書では、2ページ の改正第1条中、第34条の7、それから4ページ、附則第7条の4、5ページ、第9条、7 ページ、同じく附則の第9条の2が対応する条文となっております。それから、(2) 単身児 童扶養者の非課税措置の対象への追加でございます。施行日は、令和3年1月1日となってお ります。これにつきましては、子供の貧困対策として、児童扶養手当受給者、事実婚状態でな いことの確認の上支給で、合計所得金額が135万円以下であるひとり親に対し、個人住民税 を非課税とするものでございます。現在既に障害者、未成年者、寡婦または寡父は対象となっ ておりますが、それを拡大するものでございます。議案書の改正条例では、改正第3条中、第 24条の2号、第2号、これは31ページでございます。それから改正第2条中、第36条の 3の2、これは議案書で22ページに当たります。それから、同じく第36条の3の3、これ は議案書で22ページ、それから23ページにわたっております。それから3番目に住宅ロー ン控除期間の3年間延長でございます。内容といたしましては、所得税で控除し切れない分を 住民税から控除する制度でございます。現在、現行法では、期間が10年度間となっておりま すけども、これを13年度間に、3年間延長するものでございます。今回の納税者の対象は、 令和元年10月から令和2年12月の間に消費税10%を払って住宅を購入し、入居された方 が対象となります。最長で、令和3年度から令和15年度までの13年度間が延長ということ になります。対応する改正条例は、議案書の3ページ、改正第1条中、附則第7条の3の2が 対応いたします。なお、これに伴います町税の減収分につきましては、全額国費で補填される ことになっております。それから4番目、大法人の電子的申告義務、災害等困難場面の宥恕措 置でございます。これにつきましては、現在、一定規模の法人につきましては電子申告による 申告義務がございますけども、災害等でシステム等が遮断された場合は、紙による申告も認め るものでございます。対応する改正条例は、改正第5条、議案書の34ページからになってお ります。それから大きい項目で2番目、軽自動車税の関係でございます。施行日は、令和元年 10月1日からになっております。内容といたしましては、自動車取得税の廃止、環境性能割 の創設でございます。既に法律のほうはでき上がっておりましたけども、施行のほうが平成2

9年4月1日が令和元年10月1日に延期をされておりました。これに伴いまして衣がえをす るものでございます。消費税10%を上げる際に衣がえをするものでございます。1番目に、 軽自動車税の自動車取得税は町税となりまして、環境性能割という名称になります。賦課徴収 は今までどおり県が賦課徴収いたしまして、町のほうに交付されるということになります。そ れから現行の軽自動車税は種別割となり、現在も行っておりますけども、毎年5月納期で課税 をしております。それから現行の軽自動車税に係る自動車取得税は、先ほど申しましたとおり 環境性能割となり、軽自動車を購入した際に課税をされます。制度の中身については、下の表 に掲げているとおりでございます。消費税が増税される令和元年10月1日に合わせて軽自動 車の臨時的な軽減が行われるものでございます。町の税収への影響でございますけども、31 年度50万程度の増税が見込まれます。これにつきましては、9月補正で対応したいというふ うに思っております。通常、この環境性能割が町税として通年にわたって歳入されることにな りますと、平年度におきましては150万円程度の増というふうに見込んでおります。改正条 例につきましては、改正第2条中、附則第15条の2、これは議案書の24ページにございま す。それから第15条の2の2、同じく25ページ、それから第15条の6、26ページに議 案文が載っております。それから、裏にいっていただいて、3番目に固定資産税に関する改正 でございます。これに伴います改正につきましては、こちらにも掲げておりますとおり、高規 格堤防整備に伴います建てかえ家屋の固定資産税の減免、それから熊本地震に係る固定資産税 の特例等が対象でございます。地方税法上の改正はあったものの、直接北広島町には影響がな いものと見ております。以上が承認第2号、専決処分の内容でございます。

- ○議長(宮本裕之) 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾でございます。ポイントをわかりやすく説明していただいたので大体わかったんでございますけども、3番のところの住宅ローン控除の期間が3年延長ですよということで、言い方からすれば非常にわかるわけでありますが、所得税で控除し切れない分を住民税から控除するということでありまして、申告自体は、年末調整でする場合の申告、あるいは確定申告でする場合がありますが、所得税でオーバーフローした部分を住民税でということだろうと思いますが、どういうふうな方法でされるんかなというのを承知しておらんので、それを聞きたいのと、3年間延長というのが、今やっていることを3年延長するということなのか、期間が10年であったものが13年になるということで、3年なのか。これから10年から13年になるのか、どっちなのかなというのをちょっと理解できてないんで、お願いしたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) この住宅ローンの控除の方法でございますけども、議員がおっしゃるとおり、確定申告の際に申請をしていただければ、同時に町民税のほうにも連携をしておりますので、情報が入りますので、町民税のほうも減免対象になるということになろうかと思います。それから延長期間の考え方でございますけども、現行制度が10年間ということで、基本的には消費税の増税対策ということで、先ほども申しましたとおり、令和元年の10月、消費税が上がるときから、令和2年の12月までの購入者のみが3年間延長の対象となるということで、条例のほうは整備しております。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 10番、梅尾議員。

- ○10番(梅尾泰文) 控除の関係はわかりましたが、確定申告をして、はまったものが住民税の ほうにデータがあるから、そのもので控除しますよということですが、これはいずれも税額控 除じゃなくて所得控除という控除でいいんですか。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 所得税のほうは所得控除だと思います。それから町民税のほうにつきましては税額控除というふうに聞いております。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。9番、亀岡議員。
- ○9番(亀岡純一) 9番、亀岡純一です。ふるさと納税の話がありましたけども、そこに1番、 2番ということで、返戻品の返戻割合が3割以下と、それから返戻品を地場産品とするという、 こういう条件がついたということですけども、これまでやってきた内容で、これにひっかかる というか、影響はありますか。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) この改正に伴います影響はないものと、当町については、ないと考えて おります。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) 12番、服部です。(2)のところで、事実婚状態でないことを確認の上 支給と書いてるんですが、この事実婚状態でないというのは、どういうふうに確認されるのか、 ちょっと伺いたいです。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 基本的には、本人の申告に基づくものと思います。
- ○議長(宮本裕之) 12番、服部議員。
- ○12番(服部泰征) 確認は、窓口で、本人が来た場合のみで、例えば本当にされていないかど うかの調査等はしないということですかね。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 当該措置を受ける際に本人の申請に基づいて認めるということにルール 上なっておりますので、そういった方法でやるということになろうかと思います。
- ○議長(宮本裕之) 13番、伊藤議員。
- ○13番(伊藤 淳) 13番、伊藤淳です。今のに関連してではありますが、ネウボラてごてごとの関係、連携等は考えられてないんでしょうか。てごてごでは、年齢に応じてではあるんですけども、訪問の場合があります。児童なので、どこまでの連携がというのは、まだ決められてない部分があるかもしれませんが、訪問の場合があると思います。そこの点の連携です。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 連携という考え方をちょっと今想像してなかったんですけども、ある程度、個人的な情報の部分もかなりあると思いますので、その辺はデリケートに扱わないといけないのかなと思っております。可能な部分があるようでしたら、これから検討して連携していきたいというふうに思っております。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第2号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。お諮りします。本件は承認することにご異議ありませんか。(異議なしの声あり)

○議長(宮本裕之) ご異議なしと認めます。したがって、承認第2号、専決処分の承認を求める ことについては、承認することに決定しました。

 $\sim\sim\sim\sim\sim\sim\sim$

日程第4 承認第3号 専決処分の承認を求めることについて

- ○議長(宮本裕之) 日程第4、承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを議題とします。本件について、提案理由の説明を求めます。 箕野町長。
- ○町長(箕野博司) それでは、承認第3号について説明します。議案集の42ページをお願いします。承認第3号、専決処分の承認を求めることにつきましては、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分しましたので、同条第3項の規定により報告し、承認を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) それでは承認第3号について説明をさせていただきます。先ほどと同じ くA4の資料の裏面をごらんください。平成31年3月31日北広島町国民健康保険税条例改 正(専決処分)の概要について記載をしたものでございます。提出議案書におきましては、4 3ページから45ページまでが対応いたします。当該条例の施行日につきましては、改正条例 につきましては、平成31年4月1日に施行しております。中身につきましてでございますが、 まず、低所得者に係る軽減判定所得の見直しということで、5割、7割軽減の対象を拡大して おります。現行、平成30年度でございますけども、軽減判定所得につきましては、5割軽減 は、基礎控除額に27万5000円、それから2割軽減基準額につきましては、基礎控除額に 50万円を足したもの、被保険者数を掛けますが、足したものを判定所得としておりますけど も、31年度の改正からは、5割軽減につきましては28万円、それから2割軽減につきまし ては51万円の額に増額するものでございます。改正条例につきましては、44ページの第2 3条が該当いたします。それから右のほうに参考資料といたしまして、平成29年度の軽減状 況を記載をしておりますので、参考にごらんください。それから、(2)課税限度額の見直し でございます。現在30年度は、基準課税額のほうで58万円を上限としておりますが、これ を61万円に増額するものでございます。改正条例につきましては、改正第2条の第2項、4 3ページに記載をしております。これに伴います影響といたしましては、低所得者層の軽減判 定世帯が拡大することによります税の減収、それから限度額対象世帯が増税になりますので、 それに伴います増収が見込まれます。右のほうに限度額の29年度ではございますが、世帯数、 それから割合を参考資料として記載をしております。本案につきましては以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃孝二です。最初に、最高限度額の対象になるのは所得で幾らから 対象になるのか、伺います。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) すみません、手元に資料がございませんので、後ほど回答させていただ

きます。

- ○議長(宮本裕之) 2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) いろいろ調べてみますと、所得税六百数十万というふうには掌握をしている わけですけども、それで、先ほど説明のあった低所得者層の軽減判定世帯が拡大をし、減税に なると。さらに最高限度額は増税と。新たに軽減される世帯数と減税額及び新たに最高限度額 となる世帯数と増税分について伺います。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 恐れ入ります。これについても資料等ございませんので、調査をして、 後ほど回答したいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 説明で、減税や増税、また、平成29年度の状況、最高限度額で34世帯と あるんですが、その町民に対する影響という点ではどの程度になるのか、また、額でどうなの かというのは当然調べてしかるべきだと思うんですが、資料もないという状況では、どうして も納得ができないんですが、後でと言われても、議決後の話ですから、どうされますかね。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) すみません、総額については把握をしております。限度額の引き上げで90万円程度の増、それから軽減判定基準額の見直しで100万から150万程度の減収を見込んでおります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。9番、亀岡議員。
- 〇9番(亀岡純一) 9番、亀岡です。説明いただいた資料の確認なんですけども、(1)低所得者に係る軽減判定所得の見直しのところで、5割、7割軽減の対象を拡大とありますけども、拡大してあるのは、5割、2割ではないかと思うんですが、どうでしょうか。
- ○議長(宮本裕之) 税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 大変失礼しました。議員おっしゃるとおり、5割、2割が対象となります。訂正をさせていただきます。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 2番、美濃孝二です。承認第3号、専決処分第7号、北広島町国民健康保険税条例の一部を改正する条例について、承認に反対する理由を述べます。この条例は、国保税の医療分の最高限度額を58万円から61万円に3万円ふやす内容が含まれています。そのため、後期高齢者支援分、介護給付金を合わせた最高限度額は96万円となります。これは平成20年度68万円だったものが、その後ほぼ毎年引き上げられ、この11年間だけで32万円もふえて1.4倍にもなるのです。最高限度額に該当する所得については答弁がありませんでしたが、先ほど言いましたように、いろいろ調べて、約六百数十万円から達しているという状況だと思います。この限度額の引き上げは、高額所得といえない中間層に一層重い負担を課すことにつながります。今でも高過ぎて払うことが困難なのに、このような被保険者間で負担をやりくりすることで負担増を回避しようとする国の方針は、抜本的改革を先送りするだけであります。負担上限を引き上げる前に国がやるべきことは、国庫負担をふやし、保険税水準の引き下げ、協会健保にはない均等割や平等割を廃止することだと考えます。そもそも地方公共団体の仕事は、地方自治法第1条の2、住民の福祉の増進を図ることを基本としており、十分な

議論もなく、国言いなりに専決処分で乱暴に限度額を引き上げていくやり方は改めるべきです。 以上、主な理由として、国保税限度額上限を引き上げる条例改正に反対するものです。以上、 議員各位のご賛同をお願いします。

- ○議長(宮本裕之) ほかに討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより承認第3号、専決処分の承認を求めることについてを採決します。本件について承認することに賛成の方の挙手を求めます。(挙手多数)
- ○議長(宮本裕之) 挙手多数です。したがって、承認第3号、専決処分の承認を求めることについては、承認することに決定いたしました。

~~~~~~ () ~~~~~~

日程第5 議案第38号 財産の取得について

- ○議長(宮本裕之) 日程第5、議案第38号、財産の取得についてを議題といたします。本案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 議案集46ページをお願いします。議案第38号、財産の取得について説明します。本案は、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材を取得することについて、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得、または処分に関する条例第3条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- ○議長(宮本裕之) 消防長。
- ○消防長(石井雅宏) 議案第38号、財産の取得について、消防本部からご説明いたします。1、物件名、災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材。2、納入場所、北広島町春木516番地、北広島町消防本部。3、買い入れ価格、3985万2000円。4、契約の相手方、広島県山県郡北広島町阿坂3432番地5、阿坂モータース株式会社代表取締役平田時吉。5、納入期限、令和2年2月28日。本案は、現在、大朝出張所に配置しております高規格救急自動車の老朽化による更新でございまして、先月4月25日に車両販売及び高度管理医療機器等販売で指名登録願が提出されている町内業者3者を指名し、入札を行ったものでございます。物件名を災害対応特殊救急自動車・高度救命処置用資機材としておりますのは、緊急消防援助隊設備整備費補助金を受けて整備する関係から申請要綱に沿った名称としております。ご審議のほどよろしくお願いいたします。
- ○議長(宮本裕之) 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾泰文であります。この災害対応特殊救急自動車ということでございまして、これまでもこういう消防車関係、あるいは救急車関係の自動車を入札をして、落札者があったというのは承知しておりますが、排気量がどういう状況で、四輪駆動なんかというふうなこともお聞きをしたこともないですし、もう1点は、例えばどこのモータース屋さんが落札されても、そのモータース屋さんで、このものをつくりよると。組み立てよるというのは聞いたこともないですし、現地に行ったこともないんですが、そこら辺を、例えばトヨタが作るんか、日産が作るんか、三菱が作るんかというのはわかりませんけども、どこでどういうふうな形で成果品が出てくるのかというぐらいの説明は欲しいなというふうに思います。で

き上がった期限も、来年の2月までですよというふうな長いスパンでありますから、今頼んでもすぐに来るわけじゃございません。そこら辺のところの説明も、3900万の費用が要るわけでありますから、お聞きをしてみたいと思います。

- ○議長(宮本裕之) 消防長。
- ○消防長(石井雅宏) この災害対応特殊救急自動車というのは、総務省消防庁が定めました車両の仕様となります。原則救急車は四輪駆動にはなっております。排気量等の指定はございません。その地域によって車種も変わってまいります。落札された業者さんと、また艤装されるところは、お互いが調整をとっていただいて納入してくるということになります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 入札するについては、どこどこをどういうふうな形にするからという価格 決定をしていくのには積み上げたものが当然必要だろうというふうに思いますし、今、この3 社についても百何万は当然金額的にも違います。今、消防長がおっしゃっていただいたことを お聞きをする限り、排気量もそれなりに乗せる物によって変わってくるんだよというふうな答 弁であったのかなと思いますが、そもそもどういうものをつくるのに、どのぐらいかかるんか という、町のほうが示したものを幾らで仕上げてくるかという話ではないのかなというふうに 思うんですが、いかがですか。話がちょっと前後しているのかなというふうに思ったんですが。
- ○議長(宮本裕之) 消防長。
- ○消防長(石井雅宏) 車両の仕様書でございますが、これは車体ベースから中の積載品、これ全 て積み上げたものの仕様書を示して、それで入札に参加していただいているというところでご ざいます。
- ○議長(宮本裕之) 梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 3度目でありますから、終わりにしますが、そこで排気量等がわからないのに何をもって決めたのかな、ただ、金額によって決めた以外には考えられないんですが、そこまでの審査はしないんですか、どうですか。
- ○議長(宮本裕之) 消防長。
- ○消防長(石井雅宏) 車両の大きさ、排気量、それから定員、そういったところ全てにおいて細かく仕様書で積み上げてはおります。ですから、排気量も二千何百 c c 以上とか、何社かの車両がベースになるようにしております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第38号、財産の取得についてを採決します。本案については、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。したがって、議案第38号、財産の取得については原案のと おり可決されました。

~~~~~~ () ~~~~~~~

日程第6 議案第39号 工事請負契約の締結について

- ○議長(宮本裕之) 日程第6、議案第39号、工事請負契約の締結についてを議題とします。本 案について提案理由の説明を求めます。箕野町長。
- ○町長(箕野博司) 議案集の48ページをお願いします。議案第39号、工事請負契約の締結について説明します。本案は、北広島町小中学校エアコン設置工事について、工事請負契約を締結するに当たり、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得または処分に関する条例第2条の規定により、町議会の議決を求めるものです。詳細につきましては、担当から説明します。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 議案集48ページ、49ページをお開きください。議案第39号、 工事請負契約の締結についてご説明をさせていただきます。1、工事名、北広島町小中学校エ アコン設置工事。2、工事場所、町内小学校9校、中学校4校、給食調理場2施設。3、工期、 北広島町議会の議決のあった日の翌日から令和2年3月19日まで。4、請負金額、3億24 50万円。5、請負者、広島県広島市中区銀山町14番18号、富士古河E&C(株)中国支 店、支店長宍野順也。提案理由でございますが、平成31年4月8日に一般競争入札の告示を 行い、令和元年5月10日に開札を行い、2社の応札がありました。令和元年5月15日に仮 契約を締結しております。工事内容につきましては、先ほどありましたように、町内小学校9 施設、中学校4施設、給食調理場2施設、計118室にエアコンを設置するものでございます。 なお、事業概要につきましては、配付資料を配付しておりますので、ごらんください。ご審議 のほどよろしくお願いいたします。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 以上で提案理由の説明を終わります。これより質疑を行います。質疑はありませんか。5番、敷本議員。
- ○5番(敷本弘美) 5番、敷本弘美です。こちらに記載されております給食調理場の2施設は、 どちらとどちらでしょうか、伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 給食調理場の2施設でございますが、大朝給食共同調理場と豊平給 食センターでございます。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。2番、美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) まず、公告では、予定価格は事後報告と、事後にお知らせするということでしたが、資料いただいても、どこに書いてあるかわからないんで、予定価格は幾らだったかということ。それと、この議案は、小中学校の教室と給食調理場にエアコンを設置するものですけども、12月議会の委員会の報告では、一括発注ではなく分割発注するというふうに伺っていたんですが、なぜ一括発注になったのか、伺います。
- ○議長(宮本裕之) 財政課長。
- ○財政課長(植田優香) まず最初に予定価格ですが、4億180万円でございます。一括発注になった理由でございますけども、まず、この参加資格要件について、資格審査等委員会で参加要件を定めました。施工方式については一括発注、それから学校単位の発注、それから単独施工にするか、JVにするかということをさまざまな要件を設定して協議しました。全国的に同種工事が多数発注される状況であることや入札参加資格を充足する町内の事業者がわずかであることとか、それから経済的費用面においても一括発注が有利であると考えられるため、一括発注の単独施工といたしました。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 美濃議員。

- ○2番(美濃孝二) 了解しました。3億を超える工事で、町外業者がとれば、そのお金が全部町外に出てしまうということで、地域経済にプラスにならないんじゃないかということは以前からも言っておりますが、そういった点で、入札する際の公告の特記仕様書を見ますと、地域貢献への配慮事項というのがあります。内容は、下請等はできるだけ北広島町内に本店、支店または営業所を有する企業を加えるように努めるとともに必要な資機材、飲食物、消耗品等を町内企業から調達するなど、町内企業の育成や地域経済の振興に配慮しながら、本事業を実施することというふうに指摘しています。これはいいんですが、努力義務なんで、これが守られているかどうか、そういう点で、町はどのようにかかわっていくのか、伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 下請等につきましては、今回結ばせていただきます契約で、請負契約者と地域貢献の配慮事項につきまして徹底をしていきたいというふうに考えております。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 美濃議員。
- ○2番(美濃孝二) 徹底をしていくということですが、守られなければいけないということじゃないんで、この3億円ものお金が町内に還元できるように、できるだけ。そのために努力する必要があると思うんですが、業者任せにしないで、経過含めて状況掌握して、必要な助言指導が必要だと思うんですが、そういった点をやれるかどうかを伺いたいのと、3回目なんで、これしかないんですが、そうは言っても、ことしの夏までには完成はしないということで、以前もお話ししたことありますが、猛暑、学校施設の28度までというふうなことがあるわけですが、文部省の。猛暑のとき、臨時休校や夏休みの繰り上げ等は話もありましたが、そういう点は具体的に考えておられるかどうか、伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 夏の猛暑である場合に臨時休校するかということでございますけども、これにつきましては、この前の議会でもお話をさせていただきましたように、まず、夏休みを早めまして対応していくということでございます。それから、それ以外のところでの猛暑につきましては、気温等の状況見させていただいて検討させていただくということになろうと思います。以上でございます。もう一つ、下請等についての部分で、きちっと対応ができるのかということでございますけども、そこの部分については、仮契約を結ぶ際にも第8条の地域貢献については、業者のほうからも、きちっと認識をしておるということでございますので、会議等で徹底をしていきたいというふうに思います。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 10番、梅尾泰文であります。今回の請負者は、富士古河E&C株式会社ということでありますが、私も、この名前は初めて聞きますし、何をされている企業なのかというのもわかりませんので、そこをまずお聞きしたいのと、それから審査基準、2社が応札をされたということでありますから、金額が違うのはわかっていますが、どこかにそれ以外の公契約をする際に金額だけで判断をするんではなくて、中身について審査をするということが、公契約条例をつくっているところなんかはあるわけでありますが、そこら辺も含めてどのような基準で決められたのかなということをまず1点目にお聞きしてみたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 財政課長。
- ○財政課長(植田優香) まず、1点目の富士古河E&C株式会社でございますが、ホームページ

を見ますと、3社が約3年前に合併した会社となっております。県内市町においても小中学校のエアコンの設置工事において落札をされているということを聞いております。それから2点目の落札についてでございますが、基本的には、金額の低い申し込みがあった方を落札といたします。ただ、今回につきましては、調査基準価格を下回る、北広島町では4分の3と定めておりますが、予定価格の4分の3を下回る入札の申し込みがありましたため、低入札価格調査制度事務取扱要綱に従いまして、内容について審査をいたしまして落札を決定しております。以上でございます。

- ○議長(宮本裕之) 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 了解をしましたけれども、全部で118室にエアコンを設置をするということでありまして、1社が請けたわけであります。それを地元の業者さんにおろすよということも先ほどから出ていますけれども、いずれにしても、かなりの日数とかなりの人数と、かなりの業者さんを含めて物事をしないといけないだろうなというふうに思っていますし、それも休み期間でないと、なかなか安全面も含めて、作業する面も含めて難しいのかなというふうに思いますが、そういう作業工程は、来年の3月の19日までに仕上がりゃいいんですよというふうな段階でありますが、できるだけ早く、冷房だけでなくて暖房もというふうなことが考えられますので、そこら辺のところの日程的なことをお聞きをしてみたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) まだ、業者との正式な打ち合わせはできておりませんので、いつごろ工事が完了するかというところまでは煮詰めておりませんけども、仮契約をする際に業者と話をしましたところ、大体できるだけ早くということで、12月末ぐらいには完了ができるような形で進めていきたいという業者の意向がございました。それから2点目でございますけども、工事でございますけども、もちろん夏休みを重点的にやるわけでございますけども、土日、それから業者等の打ち合わせにもよりますけども、教室を移動するなどして対応していくように考えております。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 10番、梅尾議員。
- ○10番(梅尾泰文) 12月にできればというふうなことでありますが、かなりのそれこそ、何 班何班という班を編成をしていかないと、そんなに早くいくよというふうにも思っていません が、そこら辺のところ、しっかりと業者さんと打ち合わせをしてもらって行っていただきたい というふうに思います。それから、仮にエアコンがつきました。引き渡しを町が受けました。 その後にアクシデントがありました。そのアクシデントが起こった場合に、この請け負った富 士古河がそのことを全てを見るのか、いやいやそうじゃなくて、町内の業者さんに請負をして もらったんですから、その町内の業者さんにそのことの責任はありますよということにするの か、そこら辺をはっきりさせていただきたいというふうに思います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 工事完了後、1年間は瑕疵期間がありますので、それによって保証をしていくという形になろうと思います。1年を超えたら、そこの部分については、契約等では、町の負担というふうになろうと思います。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。14番、中田議員。
- ○14番(中田節雄) 14番、中田です。何点かお聞きしてみます。先ほどから地元業者について、これは、そこのところ徹底していくという話でございますが、そういった、まだ仮契約の

段階かもしれませんけども、地元貢献についての協議はされたことはあるのかどうか。また、中身について、具体的に、こういったことについて、地元業者への委託はできないのかどうか、項目を上げてするべきではないかと思っておりますけども、その点が1点と。それと大きな工事ですから、メンテナンスもかかるとは思うんですけども、メンテナンスは、何年に1回ぐらいやられるのか。また、この耐用年数はどれぐらいあるのかどうか。また、工事施工、保健室、保健室はぐあいの悪い方が行かれると思うんですが、保健室は設置されないのかどうか、ここには載ってないような気がいたしますけども。それと、かなりの大きな電気関係の工事ですから、電気料、基本料金含めて、どれぐらい上がるのか想定されているのか、お聞きします。

○議長(宮本裕之) 学校教育課長。

- ○学校教育課長(石坪隆雄) まず、地元貢献ということで、下請等の部分について、もう業者と話をしているのかということでございますけども、まだ仮契約の段階でございます。きょう議決をいただきましたら、協議を具体的にしていきたいというふうに考えております。それから保健室のエアコンの設置でございますけども、この分につきましては、もう既に保健室については設置をしておりますので、今回の事業の対象とはしておりません。それから耐用年数でございますけども、これについては、以前の議会の質問にもありましたけども、13年ということでございます。それから電気代でございます。これはあくまでも試算でございますので、まず、運転日数が冷房運転日数期間が55日、暖房運転日数期間が75日ということで、運転時間を約8時間ということで設定をさせていただいたときに、年間で約900万円程度というふうに見積もっております。メンテナンスについては、まず保守契約を結んでいきますので、その中で、メンテナンスをやっていきたいというふうに考えております。以上です。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。9番、亀岡議員。
- ○9番(亀岡純一) 9番、亀岡です。先ほど、工事は夏休みとか土日を中心にやられるということをお聞きしましたけども、夏休みについてですけども、ちょっと聞いたところでは、通常20日から夏休みのところを今年から10日からにするようなことを聞いたんですが、これは全町一斉にそういう形、小学校、中学校。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 夏休みの期間でございますけども、これは10日前後からということでございますが、芸北地域については、小中学校、7月12日から8月21日でございます。大朝地域については、大朝小中学校、7月11日から8月21日でございます。千代田地域については、小中学校でございますが、7月11日から8月の20日、豊平についても7月の10日から8月の20日、これも小中学校でございます。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。8番、山形議員。
- ○8番(山形しのぶ) 8番、山形でございます。議案は、請負契約の締結についてですので、少しずれる部分があるかもしれませんが、工期が議決のあった日の翌日からというふうにあります。旧4町のどのあたりからスタートするのというのがもう決まっているのかどうか、そしてまた、請負者のほうにそのことを伝え、下請の関係もあると思いますが、そういった形で、こちらからの希望からの工事が進むことができるかどうかというのを伺います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) どこからというところでございますけども、これについては、今日、 議決をされましたら、業者と決定をしていきたいというふうに考えておりますけども、業者の

作業工程含めて検討をしていかなくてはなりませんので、今の段階で、どこからということは ちょっと申し上げにくいなというふうに考えております。以上でございます。

- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。6番、森脇議員。
- ○6番(森脇誠悟) 6番、森脇誠悟です。先ほど来、町内業者の質問が出ているわけですが、先ほど財政課長のほうから、JVにできなかった等の理由がありましたけども、エアコンが全学校に各教室に皆つくということで、快適な環境で子供たちが勉強できるというふうなことで大変喜んでおりますけども、町内の業者のほうから町のほうに、何で町内業者が入れんのだろうかというふうな意見も出されたように耳にしておりますけども、先ほど来、学校教育課長のほうから、これからいろいろ本契約に向けて町内業者を使ってもらうようにするということでございますが、今の時点で、そういった町内の業者がある程度納得をされているのか、それとも、これからこういうふうな形でやっていこうというふうなことで説明をされているかどうかも含めてお聞きをしたいと思います。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) エアコン設置工事につきまして、町内業者と協議をしたことについてはございません。それから、町内業者をどのように使っていくかということにつきましては、今の段階で、ここでお話をすることはできませんけども、請負業者と検討させていただいて進めていきたいというふうに思います。以上です。
- ○議長(宮本裕之) 森脇議員。
- ○6番(森脇誠悟) 町内の業者と協議をする場はないと思いますが、町内の業者のほうから直接 町に対して不満といいますか、理由といいますか、なぜ、町内業者がそこに入れないのかとい ったような意見を出されたことありませんか。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 教育委員会のほうに、そういうお話はいただいておりません。以上 でございます。
- ○議長(宮本裕之) 森脇議員。
- ○6番(森脇誠悟) 町長部局のほうはどうですか。
- ○議長(宮本裕之) 財政課長。
- ○財政課長(植田優香) 財政課のほうについても、特に町内業者から要望があったということは 聞いておりません。
- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。13番、伊藤議員。
- ○13番(伊藤 淳) 13番、伊藤です。関連してではあります。先ほど財政課で、町内業者に 充足する業者がいないという答弁があり、かつ教育委員会のほうでは、町内業者に相談はして いない。どのように町内業者で、ちょっと数が足りない等の判断をされたのかをまずお聞きし ます。
- ○議長(宮本裕之) 財政課長。
- ○財政課長(植田優香) 先ほどの答弁で、町内業者がいないということではなくて、数がわずかであるということは申し上げさせていただきました。今回の工事につきましては、予定価格、規模も大きく、それから入札方式も一般競争入札になりますが、許可業者についても、管工事ということで定めさせていただいております。県内市町の発注状況見ると、場合によっては、家庭用のエアコンのような形のものをつけられるところもあるかと思いますので、そちらにつ

いては電気工事で発注されているところもあるようですが、今回の北広島町のエアコンにつきましては管工事ということで、配管の施工部分がかなりあるということで、管工事ということで発注をさせていただいております。そこで、その要件でいろいろ見たときに一括発注、学校単位ごとで単独施工という形で見たときに、やはり1校単位にしても、金額の予定価格の低いところでも1000万から2500万、それから高いところでは2500万から8000万というばらつきがございます。そこで数、管工事や電気工事をとられている業者はわずかであるということですので、費用面についての優位性であるとか、それから確実な施工の履行とかいうことを考えたときに、やはり一括発注の単独施工が適しているという判断をさせていただいております。以上です。

- ○議長(宮本裕之) 伊藤議員。
- ○13番(伊藤 淳) 先ほどからの質疑の中で、町内業者を使うべき、町内にお金が残らないから。実際、エアコン買う部分もあるので、町外にお金は出ていくのはあるとは思うんですが、町内の業者を使うことによってするべきじゃないかと質疑が続いて、そういった状況は、前回からの定例会でもあったんですが、相談をしていない等を考えると、どうにか町内業者を使うべき方法はないのかという工夫だったり、そういった方法を考えるという段階がないように思われて、そこは納得がいかないところがあったんですけども、そこをお答えできますか。
- ○議長(宮本裕之) 財政課長。
- ○財政課長(植田優香) 指名競争入札の場合には地域要件を定めている、金額によって定めているものもございますけども、大きな予定価格の工事に伴うものについては、それぞれごとに参加要件を、資格審査会のほうで定めさせていただいております。基本的に入札については、事前に地域の業者の方に相談をするとか聞いてみるとかいうようなことはしてはおりません。指名競争入札についても指名通知を出し、一般競争入札についても公告を出すことによって事業者の方に見ていただくという形をとっております。地域の方がとることが、地元の業者さんがとることができるように考えるべきではないだろうかというご質問ですが、それについても先ほどからお答えしているように、その参加資格要件を定める段階で、地元の業者さんができるんではないだろうかという視点に基づいて参加資格要件を定めておりますので、今回につきましては一括発注、単独施工ということで、ちょっと町内業者さんが参加できるような状態にはなっていないという結論になったものでございます。
- ○議長(宮本裕之) 伊藤議員。
- ○13番(伊藤 淳) 今後の部分ではありますが、メンテナンス等も考えたときに町内業者を使うべきなので、工事の中でしてもらいたい部分としては町内業者というのはあるんですが、その下請においてもJVだったり等の方法が考えられるのではないかと思ったときに、質問としては、瑕疵期間1年間とあったんですが、メンテナンスは、こちらの会社がメインに実施するのか、実際にするのは町内施工業者、点検業者に依頼するのか、そういった計画は今のところありますか。その視点において、管理計画をつくられているのかというのも加えてお聞きします。
- ○議長(宮本裕之) 学校教育課長。
- ○学校教育課長(石坪隆雄) 保守管理につきましては、やはり入札で行いたいというふうに考えておりますので、この請負業者に保守管理をお願いするということは、今のところ考えておりません。以上でございます。

- ○議長(宮本裕之) ほかに質疑はありませんか。質疑なしと認めます。これをもって質疑を終わります。これより討論を行います。討論はありませんか。討論なしと認めます。これをもって討論を終わります。これより議案第39号、工事請負契約の締結についてを採決いたします。本案については原案のとおり決定することに賛成の方は挙手願います。(挙手全員)
- ○議長(宮本裕之) 挙手全員です。したがって、議案第39号、工事請負契約の締結については、 原案のとおり可決されました。ここで、2番、美濃議員の質疑に対して答弁漏れがございます ので、答弁を許します。税務課長。
- ○税務課長(矢部芳彦) 先ほど美濃議員から質問のございました国民健康保険の影響世帯についてご回答差し上げます。まず、最初に所得の限度額のほうでございます。先ほどのA4の資料では、(2)の課税限度額の見直しの部分に該当いたします。61万円という限度額に抵触する世帯といたしましては、夫婦が2人、子供2人の一般的な家族構成が4人の世帯と想定した場合、750万円の所得がございますと、この61万円ということになろうかと思います。影響する世帯数でございますが、これも資料にあります29年度の34世帯とほぼ同等ではないかというふうに見込んでおりますので、そのように試算をしております。それから軽減判定のほうの(1)のほうでございます。5割軽減でございますけども、平成29年度で403世帯ございますが、これもこちらの表に書いてあるとおりでございます。これにつきましては、平成31年度は450世帯程度になるのではないかということで、47世帯増というふうに見込んでおります。それから2割軽減でございますけども、これも表にありますとおり、29年度は343世帯、これにつきましては、改正の影響で350世帯、31年度はなるのではないかと。7世帯の増で、余り増えないというふうに見込んでおります。以上でございます。
- ○議長(宮本裕之) 以上で、本日の日程は全部終了いたしました。会議を閉じます。これで令和 元年第1回北広島町議会臨時会を閉会いたします。

~~~~~~ 0 ~~~~~~

午前 11時 17分 閉 会

~~~~~~